

[平成13年第 2回 6月定例会-06月12日-01号]

◆1番（松坂知恒議員） おはようございます。連合同志会の松坂知恒でございます。

報告第9号、法人の経営状況について質疑を行いたいと思います。

50%以上出資法人21法人について、このたび報告を受けました。21法人の所管局の内訳は、財政局1、市民局5、消防局1、下水道局1、水道局1、環境局1、経済局5、社会局1、都市計画局2、都市整備局1、道路交通局2の計21法人であります。

衆議院は、この6月8日特殊法人等改革基本法案を可決し、参議院に送付しております。この法案は、77の特殊法人と86の認可法人全部の組織形態及び事業内容について、平成17年度末までに見直すことを柱としております。

その中身は法人の廃止、整理縮小、合理化、さらに民営化、独立行政法人への移行という点に及んでおります。法案の第2条には、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行うと記されております。

一方、我が広島市はどうでありましょうか。

第2次行財政改革の旗印を高く掲げられておりますが、その実効性には甚だ疑問が残ります。特に今回報告を受けた21法人については、国の特殊法人と同様、内外の社会経済情勢を踏まえた抜本的な見直しをすべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

第1点。特殊法人に対する見直しを行うという国の方針にかんがみて、広島市としてどのような見直しを行おうとしておられるのか方針をお聞きします。

第2点。21法人のうち、広島市からの委託料、補助金等が12年度の総事業費の90%以上を占める法人が9法人に及んでおります。これら9法人は、言いかえれば事業の90%以上は市の委託に基づくものであり、事業内容は市の直営事業と何ら変わるものはありません。市の組織から切り離してわざわざ別組織としての法人を立ち上げた理由とそのメリットについてお答えください。

第3点。組織のスリム化に伴う人員の削減が行財政改革の目指す方向であると理解しておりますが、現状においてこの1年間に職員数が増加した法人があります。広島市ひと・まちネットワーク、広島市文化財団、広島平和文化センター、広島市防災センター、広島市水道サービス公社、広島市流通センター、広島市動植物園・公園協会の7法人です。これらの多くは、業務がふえたから人員も当然ながら増加したとのことですが、組織のスリム化を目指す行財政改革の途上にありながら、市民に示される状況は組織の肥大化であり、業務量の増加であるということでもあります。このような矛盾が許されてよいのでしょうか。必要な新規事業に着手し、市民サービスの向上を図ることは重要なことではありますが、そこには不要となった事業を中止、または縮小するという事業規模の適正化を図る行為が伴うべきであると考えます。組織が肥大化しつつある現状についてどのように考えておられ

るのかお聞かせください。

次に、土地開発公社についてお聞きします。

土地開発公社は、昭和47年施行された公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法に基づいて設置されました。その主な業務は公共用地の先行取得にあると理解しております。その一方で、公社が先行取得する際に、広島市内部で十分な議論が尽くされなかったため、また社会情勢の変化を十分に考慮しなかったため、先行取得はしてみたものの、事業着手に至っていない大規模未利用地が94万1,993平方メートルあり、これは公社の全保有地の86.4%に当たり、その購入価格は335億8,100万円に上ります。

また、公社の経営状況は、銀行からの借入金に対する金利負担等により厳しい状況にあります。平成7年度から12年度までの損失額は、合計すると5億6,810万円に及び、損失決算を計上した年度は、人件費を銀行からの借り入れでしのいでいるのが現状です。

しかも事業費の総額は、12年度決算額で495億900万円であります。ここ10年間で最高額を示した平成5年度の1,053億8,300万円の47%にまで減少しております。

さらに、土地価格が下落する傾向の中、先行取得のメリットは全く失われたと断定せざるを得ません。事業費総額の半減がそれを物語っているのではないのでしょうか。

この現状を踏まえて、お尋ねいたします。

第1点。先行取得のメリットが失われた今、土地開発公社の存在意義はいつこにあるのかお答えください。

第2点。大規模未利用地については、事業の見通しが立たない限り、売却の方向でその目標年限を定める必要があると考えますが、広島市内部での議論がどこまで進んでいるのかお答えください。

第3点。今年度から公社に事業用地を先行取得させる際には、広島市が公社から再取得する年限を定めた上で、議会に債務負担行為として提案するよう義務づけられました。このことは、大規模な事業用地の先行取得に当たっては、よほどの理由がない限り購入には慎重であれ、との国の通達であると理解しますが、広島市として今後公社に大規模事業用地を先行取得させるに当たっての基本的な考えをお聞きいたします。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

当局の誠意ある答弁を求めます。答弁によりましては、再質問させていただきます。

どうもありがとうございました。

○平野博昭 議長 企画総務局長。

◎守田貞夫 企画総務局長 公益法人等の見直しにつきましての数点の御質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、公益法人等の見直しの方針についてでございますけれども、公益法人等につきましては、第2次行財政改革大綱におきまして第1次行財政改革から引き続き、平成9年度から15年度までの間で約20%を目標に統廃合を行う事を目標に掲げ、その達成に向け、現在取り組んでおるところでございます。

また、行財政改革の実施計画の取り組み項目の一つとして、公益法人のあり方の検討を掲げておきまして、各公益法人等の活動内容や執行体制等の再点検、見直しを行いますとともに、経営状況に関する定期的な点検評価の仕組みの導入など、法人経営の一層の健全化・活性化に向けました取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、公益法人に委託するメリットについてでございます。

本市におきましては、かねてから多様化する住民の行政需要に的確かつ機敏に対応するため、市民サービスの低下を招かないように配慮しながら、委託化を含めた事務事業の見直しを進めてきております。公益法人等の活用につきましては、大きく3点、3つの観点から考えてきております。

まず行政の枠組みを超えて柔軟な市民サービスの提供が可能となるといったメリットがあると考えておきまして、例えば、広島市ひと・まちネットワークにおきましては、青少年から高齢者までの幅広い年齢層を対象といたしまして、生涯学習活動やボランティア活動の総合的支援を行うなど、本来、複数の局にまたがるような業務を一元化しまして、効率的な運営を行ってきております。

次に、専門性の確保といった観点から、例えば広島平和文化センターにおきましては、語学力を有する専門職員を活用し、また広島文化財団におきましては、学芸員を活用するなど、それぞれの分野におきます質の高いサービスの提供を行ってきております。

さらに、能率性の向上といった観点から、例えば広島市流通センターや広島高速交通株式会社におきましては、民間の持つすぐれた経営能力や経営手法を取り込みながら、公共性を維持しつつ事業を進め、効率的なサービスの提供を行ってきております。

今後ともこうしたメリットを生かしながら、市と公益法人等が一体となりまして、複雑多様化する住民の行政需要や新たな行政課題に効果的かつ効率的に対応できる執行体制の確保に努めていきたいと考えております。

最後に、昨年と比べて職員数が増加しております団体につきましての御答弁申し上げます。

公益法人等については、これまでも経費の節減はもとより、事務事業の見直しや組織機構の見直しなどに取り組んでおきまして、本市としても積極的に指導調整を行ってきております。御指摘のありました昨年度と比較して職員数がふえておる七つの団体について、その主な要因につきまして御説明を申し上げます。

まず、広島市ひと・まちネットワークにおきましては、阿戸公民館新設に伴います3人の増員と、事務局職員配置の見直しの1人の減員、これなどによりまして2人の増、それから、広島市文化財団におきましては、安芸区民文化センター及び安芸区図書館の新設に伴います15人の増員と国際アニメーションフェスティバルの終了に伴います3人の減員などによりまして、12人の増、それから、広島平和文化センターにおきましては、原爆死没者追悼平和祈念館の開館準備事務の社会局からの移管に伴います12人の増及び留学生会館の開館に伴います5人の増員並びにその他の職員配置の見直しの3人減員いたしまし

て、14人の増となっております。また、水道サービス公社におきましては、非常勤職員への切りかえ等によりまして、4人の増員、それから、広島市動植物園・公園協会におきましては、子供動物園の開園等によりまして3人の増、それから広島市流通センター株式会社につきましては、欠員補充によりまして1人の増でございます。それから、最後に防災センターにつきましては、長期研修派遣者の増員などによりまして2人の増というふうになっております。

なお、これらの団体を含めまして対象となっております団体の職員数につきましては、昨年度と比較して、全体におきましては33人の減員ということになっております。

今後につきましては、議員御指摘のとおり事務事業の見直しはもとより、民間事業者への委託化の推進、それから非常勤職員及び臨時職員の活用などを進め、プロパー職員を含めた職員数の削減を図るなど、公益法人等の一層の経営改善に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 財政局長。

◎北谷重幸 財政局長 開発公社に関する御質問にお答えいたします。

まず、公社での先行取得の際のメリットと申しますか、意義の話がございましたが、土地開発公社で先行取得する際のメリットといたしましては、金融機関からの資金手当が弾力的に行われること、さらには、土地取得の手続きが機動的に行われること、本市が再取得をする場合、国庫補助の対象になること、それから不動産取得税、固定資産税、法人事業税等が非課税になることなど、税法上の優遇措置が講じられていることなどが挙げられるかと思えます。そうした中、御指摘のように地価が上昇を続けている局面にあつては、やはり土地の値上がりの前に有利子の資金を投入しても、なおコストが回収できるといった直接的なメリットがありましたが、土地開発公社による先行取得はこうした直接的なメリットを目的とするもののほかに、公共事業用地を地方公共団体の土地事情に対応して安定的かつ計画的に取得することもございます。

また、市街地の進展や経済情勢、それから地権者の意向、緊急性、非代替性等を勘案いたしまして、その時点で取得しなければ将来取得することが著しく困難、または不利になるような場合にも先行取得を行っております。したがって、現在のような地価下落局面におきまして、本市の課題であります都市計画道路整備など社会資本の円滑な整備・充実を図る上で、土地開発公社の果たす役割は大きいものがあると、このように考えております。

しかしながら昨今のように、財政事情が極めて厳しく、地価が下落安定傾向を示す状況にありますと、事業の必要性に加えまして事業化の見通し等、これまでに増して十分に検討した上で、用地の先行取得に当たっていかなければならないと、このように考えております。

それから土地開発公社の保有地につきましては、それぞれの事業目的に従い、主管課か

ら取得依頼されたものを土地開発公社において購入し、市からの買い戻しを前提に保有しているものでございます。これらの土地の中には、取得後の社会経済情勢の変化や、厳しい財政状況など諸般の事情により事業は予定どおり進まず、再取得が遅れているものがございす。

しかしながら、これらの土地は事業の必要性を認め、市議会にも御説明、御理解をいただいた上で購入したものでありまして、また事業計画に変更がない限り、行政といたしましてはこれを進めていく責任があるものと考えております。

したがいまして、今後、事業主管局と協議をし、それぞれの事業の抱えている課題の解決に努力するとともに、財政状況を勘案しながら利用計画に沿った早期の事業化が図れますよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○平野博昭 議長 1番。

◆1番（松坂知恒議員） 誠意ある御答弁ありがとうございました。

その中で、土地開発公社の問題について、改めて指摘をさせていただきたいと思うんですけども、今、北谷局長の答弁、保有地については主管課と協議しながら事業を進めていく責任がある、早期に事業を着手したいということであるんですけども、それは従来の答弁の繰り返しでありまして、こういう答弁の繰り返しは、結局その未利用地を、膨大な面積を長年にわたって保有せざるを得なくなったと、そういう現状に対する抜本的な回答になってない。ただ今までどおり保有していくんだというお答えのように聞こえるわけなんですけれども、やはり事業着手の見通しが立たないという見切りといいますか、ある程度年限を限って、何年度までに事業着手に至らないと、そういう見通しのもとにあっては売却を積極的に進めるのだという方針をやはり出さない限り、この膨大な未利用地は増えることはあっても減ることはないと思います。

売却すれば、それは土地が下落しておりますから買った時と比べると損をするではないかという議論もありますけれども、そうは申しまして、今後の金利負担、さらに再取得する際には、広島市は起債を発行して公社から再取得させるわけですから、金利負担に対してさらに、起債を発行して新たな金利負担というのがダブルで生じるわけですから、その財政負担も膨大になるわけですし、そういうことも考えて御答弁されているのか非常に疑問に思います。

それから将来の土地購入に当たっても、債務負担行為として議会に提案しないといけないということが、国から義務づけられているわけなんですけれども、今後の用地取得に対する考え方はお答えがなかったんですけども、その点、売却ということを考えているのかという点と、もう1点、今後の大規模事業用地の買収にあたってどういう考えで臨むのかという2点をお答えいただきたいと思います。

○平野博昭 議長 財政局長。

◎北谷重幸 財政局長 保有の土地の売却についてでございますが、先ほど申し

上げましたとおり、現在保有してます土地は、それぞれの事業目的の必要性から市の依頼を受けて実施したものでございまして、取得後の社会経済情勢の変化等諸般の事情によって、再取得が遅れておる土地というのが実状でございます。今後ともそれぞれの事業の抱えてる課題の解決に努力をいたしますとともに、財政健全化計画の着実な達成や、実施計画との整合を図りながら、利用計画に沿った早期の事業化が図れるように、引き続き事業局と協議をしながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、今後の見通しと申しますか、方針の部分でございますが、先ほど申し上げましたんですが、今後は事業の必要性に加えまして、さらに事業化の見通し等も十分検討いたしますので、その上で用地の先行取得に当たるとこういう方針でございます。

以上でございます。

○平野博昭 議長

本件はこれをもって終わります。
